

平成 31（令和元；2019）年度

産業保健調査研究報告書

健康診断実施機関ネットワーク利用による 事業場健康管理の質向上

令和 2 年 3 月

独立行政法人労働者健康安全機構

山口産業保健総合支援センター

概要

産業保健総合支援センターが支援する対象となる中小規模の事業場では、健康診断制度の事後措置が十分に実施されていない。就業意見聴取や保健指導は、労働者 50 人未満事業場に地域窓口から直接支援を行うし、それよりも規模の大きな事業場には産業医や衛生管理者に教育を行っている。セミナー等の教育への参加は事業場から自主的な取り組みにゆだねられ、多くの労働者にサービスが行き届かない。健康診断の実施率は高く、健康診断の機会に支援を行うとよい。そのために本調査研究では、事業場および健康診断実施機関にそれぞれ健康診断の実施状況を明らかにした。まず県内 290 事業所（企業）に郵送調査を行い、ほぼすべてで健康診断を実施しており、そのうち 27% で健康保険の健康診査を利用していた。40%の事業所が意見聴取をしておらず、規模の小さな事業所、健康保険利用事業所ほど高かった。保健指導は事業所の 13%に活かす仕組みがなかった。健診機関では、事業場からの依頼のまま、事業者健診と健康保険の健康診査とでのデータ共有化を支援しておらず、個人結果通知に就業意見欄がない、二次健康診断等の給付候補者の選定支援がない、就業意見諸支援がない、有害因子の確認をしていないこともあった。今回の結果から、ほとんどの事業場が健康診断の検査を健診機関に委託しているなら、健診機関を通じて啓蒙する可能性がある。今回の調査結果をもとに、山口産業保健総合支援センターでは健診機関の受付・営業の担当者に教育を行っていく予定である。事業場の健診実施委託申込時に健診制度に関する情報提供を健診機関から事業場に行うことを期待する。またこれは健診制度および産業保健総合支援センターの周知について他の機会（労働基準監督署、地方公共団体、その他の団体からの情報提供）を合わせて行う事でより一層の効果が期待できる。

研究者一覧

研究代表者：山口産業保健総合支援センター	産業保健相談員	奥田 昌之
研究分担者：山口大学 保健管理センター	教授	山本 直樹
山口大学 保健管理センター	保健師	梅本 智子

用語

- 事業者** 労働安全衛生法。昭和 47 年 9 月 18 日発基第 91 号通達の第 2 の 5「事業者の位置づけ」。
主たる義務者である「事業者」とは、法人企業であれば当該法人(法人の代表者ではない。)個人企業であれば事業経営主。
- 事業所** 健康保険法。健康保険の提供を受ける単位。使用する者。
- 事業場** 労働安全衛生法。昭和 47 年 9 月 18 日発基第 91 号通達の第 2 の 3「事業場の範囲」。事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定を適用することにしており、この法律による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一である。工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行なわれる作業の一体のもの。
- 事業主** 健康保険法。被保険者を使用する適用事業所の事業主。
労災保険法。事業を行うもの。法人あるいは個人経営事業の経営者。二次健康診断等給付では、「事業者」を使用。
- 被保険者** 健康保険法。適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者。
- 労働者** 労働安全衛生法。

目次

概要	2
用語	3
はじめに	6
事業者調査.....	8
目的.....	8
方法.....	8
結果.....	9
事業所の特徴.....	9
健康診断	10
健診実施方法別.....	12
事業所規模別	12
考察.....	13
付表.....	14
健診機関調査	21
目的.....	21

方法.....	21
結果.....	22
申込.....	22
結果通知.....	25
事業者健診としての必要事項.....	27
考察.....	29
まとめ.....	30
資料.....	32

はじめに

労働安全衛生法の改正で、産業医・産業保健機能の強化が図られている（平成31年4月施行予定、第13次労働災害防止計画）。労働者の健康管理等は産業保健スタッフの活動に支えられているが（労安法13条等）、どの事業場でも行われる健康診断事業でさえ、就業に関する意見書の活用など産業医活動の基本的事項が遂行されていないことがある（平成29、30調査研究）。

健康診断が行われていても、方法や労働者の健康管理に課題がある。1）有所見の判定カットオフ値は実施機関でばらついていて（平成24年調査研究）、健康管理がばらつく可能性がある。2）中小規模の事業所の多くが加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）や健康保険組合が実施する人間ドックの検査結果を労働者から提供してもらった場合、結果の保管方法、就業意見の聴取状況、保健指導がばらついていて（平成30年調査研究）。3）健康診断の個人結果通知には、就業に関する意見を記入する欄を設けている実施機関と設けていない実施機関がある。一般健康診断では業務歴の欄がないことも多い。4）正しい検査方法が実施されていない。たとえば、有機溶剤の健康診断の尿代謝物測定で、午前の一般健康診断の尿を用いたり、月曜日や午後作業の前に採尿したりしていることがある（労働局衛生指導）。これらのことから、本来の目的の一つである労働衛生管理・健康管理（職場改善）に健康診断の結果を活かせないことがある（平成29年調査研究）。

健康診断の結果を活かすためには、産業医を含めた産業保健スタッフが医学的知識を利用し衛生管理を行うことが欠かせない。産業医は知識・能力の維持向上に努めなければならない（改正労働安全衛生法施行規則第14条7）のではあるが、産業保健総合支援センターの開くセミナーでもセミナー参加者は限られ固定化されがちである。産業医を任命しなくてよい労働者数規模の事業場も多く、産業医の質向上だけでは労働者全体の健康管理は達成できない。衛生管理者も自身の質向上に対する態度は同様である（安全衛生教育推進要綱）。製造業・建設業は有害因子を扱うので健康管理も合わせて取り組み率も高いが（平成28年調査）、第3次産業の事業場のように、有害因子の少ない事業場では、健診・ストレスチェックを実施するだけになってしまいがちである。とくに就業に関する意見聴取もまだ十分には徹底されていない。産業医の選任義務のない事業場はなおさら健康診断等をやりっぱなしになりがちとなる。

事業場の健康診断の実施率は、平成24年労働者健康状況調査

（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>）によると事業所で91.9%、常用労働者で81.5%であり、10-29人の事業所でも89.4%、その労働者で77.0%であった。この調査は平成24年で中止となり、後継の労働安全衛生調査（実態調査）では、事業所対象の健康診断の実施率は調査項目になっていない。ほとんどの事業場で健康診断が実施されていると考えられる。

産業保健総合支援センターおよび地域窓口の支援の対象の主となる中小規模の事業場では、まだ健康診断の実施もれがあるかもしれない。一方、健康診断がほとんど実施されているとしても、健康診断の実施方法がその後の健康管理に活かせるように実施されているのかがわからない。そこで、本調査研究では、1）中小規模の事業所を対象に、健康診断の実施、就業意見の聴取、保健指導の

状況を明らかにすること、2) 健康診断実施機関を対象に、事業所・事業場からの健康診断検査実施依頼への対応状況を明らかにすることと、事業所・健康診断実施機関の二つの視点から調査を行い、健康管理に活かせる健康診断の在り方を検討することとした。

本調査研究の計画は、独立行政法人労働者健康安全機構産業保健調査研究倫理審査委員会で承認を受けた。調査研究費用は独立行政法人労働者健康安全機構の交付金であった。研究者はすべて当センターの保健相談員等で、それ以外の報告すべき利益相反はなかった。

事業者調査

目的

産業保健総合支援センターが支援するのは、労働者数中規模の事業場が多く（セミナー参加者所属事業場 50 人未満が 23%、100 人未満が 42%、300 人未満が 68%；当センター2019 年度内部資料）、地域窓口は、労働者 50 人未満の事業場を支援する。これらの事業場を持つ事業者の労働者数規模も大きくはなく、単一あるいは合同での健康保険組合ではなく、全国健康保険組合協会（協会けんぽ）に労働者は加入していると考えられる。協会けんぽ山口支部に加入 1 事業所あたり平均被保険者数は 12 人である。

平成 25 年労働安全衛生調査（実態調査）のうち労働者調査では、一般健康診断を受けていない労働者割合は、事業所規模 30-49 人で 10.8%、50-99 人で 9.0%であった。平成 25 年以降の労働者安全衛生調査では一般健康診断の受診率を推定しないのでわからないが、現在も同程度の受診率だろう。一方、平成 29 年度協会けんぽ山口支部の被保険者対象者のうち特定健康診査を実施されていない割合は 40.6%である。事業所の規模、対象の違いがあり比較できないが、健康診査を受けている労働者に就業意見聴取、保健指導等の事後措置を支援するには、協会けんぽを通じて支援の手を差し伸べるだけでは、多くの事業場に行き届かない可能性がある。

産業保健総合支援センターの支援は、事業所・事業場からの問い合わせが起点となるもので、センターの教育活動も産業保健スタッフの自らの向上心があり、その実践にあっても労働者 50 人以上の事業場に限られる。ほとんどの労働者がなんらかの健康診断・健康診査を受けることができる状況にあるなら、その機会に就業意見聴取・保健指導等の事後措置に結び付ける方法を考えることができる。そのために、まず事業所の健康診断制度の取組内容について実態を把握する必要がある。企業の健康診断の実態調査は、厚生労働省の労働安全衛生基本調査、健康状況調査、定期健康診断結果調査等に報告はあるが、健康保険団体の行う特定健康診査が事業場で行われている現状において、事業者の立場で労働安全衛生法と健康保険法とを一緒に扱った情報が少ない。この調査では、中小規模事業所の事業者に、質問紙調査で健康診断検査の実施者を尋ね、加えて就業意見聴取、保健指導等の取組について尋ねた。

厚生労働省 平成 25 年 労働安全衛生調査（実態調査）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/h25-46-50.html>

全国健康保険協会 事業年報（平成 29 年度）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat740/sb7200/sbb7200/2019081304/>

全国健康保険協会山口支部統計資料（平成 31 年度）

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamaguchi/>

方法

対象は、山口県に登録のある従業員数 30 人から 99 人いる事業所（企業。複数の事業を含むため、事業場でないで、事業所とする）であった。従業員数を労働者数とみなした。事業所のリストは、独立行政法人労働者安全機構が帝国データバンクから購入した。そのうち、従業員数が該当している事業所数は 1024 で、疑似乱数を用いて無作為に 500 事業所を抽出した。2019 年 10 月に郵送で質問票を送付し、事業所の健康管理、衛生管理にかかわる方に記入を求め、2019 年 11 月までに回答を郵送でお願いした。回答の催促は行わなかった。回答は、質問項目ごとに集計した。

健康診断の実施主体として、無回答を除いて（１）自社で行う、（２）自社および外部機関で行う、（３）健康保険組合の特定健康診査等のみを利用している、（４）健康保険組合の特定健康診査等を利用と、事業者の健康診断（１あるいは２を含む）の４カテゴリに分けて比較した。事業所リストの元データには従業員数の情報があつたが、質問で労働者数を尋ねて、その労働者数について、無回答を除いて（１）50人未満、（２）50人以上の２カテゴリに分けて比較した。カテゴリ間の比較にはすべてカイ二乗検定を行い、必要なときにP値を結果に記載した。

結果

事業所の特徴

送付した500事業所のうち290事業所（58%）から回答があつた。製造業、建設業、運輸交通業、保健衛生業がそれぞれ10%以上で、合わせて60%であつた。その他が21%で、複数の業種のある5事業所で合わせて12業種あつた。調査は、元リストの従業員数30人から99人を対象に行つたが、労働者数を尋ねた回答では労働者数30人未満が9%、100人以上が7%あつた。労働者数50人未満の事業者が回答事業場のうち54%であり、リストから抽出した500事業者では労働者数50人未満は276事業者（55%）とほぼ同じであつた。

表1 回答事業者の業種（重複あり;Q10）

業種	数	(%)
製造業	56	19%
鉱業	1	0%
建設業	50	17%
農林業	2	1%
畜産・水産業	1	0%
運輸交通業	34	12%
貨物取扱業	6	2%
通信業	7	2%
金融・広告業	2	1%
商業	17	6%
映画・演劇業	0	0%
接客娯楽業	5	2%
教育・研究業	10	3%
官公署	1	0%
清掃・と畜業	6	2%
保健衛生業	34	12%
その他	62	21%
空欄	3	1%
合計	297	100%

表 2 回答事業者の労働者数(Q11)

労働者数	数	(%)
29人以下	26	9%
30-39人	66	23%
40-49人	65	22%
50-59人	24	8%
60-69人	22	8%
70-79人	28	10%
80-89人	17	6%
90-99人	20	7%
100人以上	20	7%
管理していない	0	0%
空欄	2	1%
合計	290	100%

健康診断

健康診断実施 ほとんどすべての事業所が健康診断を実施していた（289事業所が実施、1事業所が空欄）。70%の事業所が敷地の外部で行われる健康診断を利用していた。27%の事業所が健康保険組合の特定健康診査等を利用していた。健診結果の保管はほとんどが紙であった。

表 3 健康診断実施状況

	数	回答数に占める割合
Q2 健診検査実施（重複あり）		
自社	27	9%
外部機関	230	79%
保険組合等	77	27%
無回答	4	2%
Q3 実施場所（重複あり）		
敷地内	107	37%
合同	29	10%
外部	202	70%
Q4 健診結果保管（重複あり）		
紙	272	94%
電子化	12	4%
紙リスト	61	21%
リスト電子データ	8	3%

意見聴取 健康診断ののちの医師への意見聴取を「していない」と「わからない」を合わせて 40%であった。記入の場合ほとんど結果票の記入欄にしているようであった（全体の 43%、記録あり・なしの 143 事業所に対して 76%）。意見を述べる医師として、健康診断実施機関の医師が行っている事業場も多かった（全体の 20%、記録あり・なしの 143 事業所に対して 40%）。

表 4 健康診断後の医師への意見聴取（回答数 290）

	数	回答数に占める割合
Q5.意見聴取		
記録あり	144	50%
記録なし	30	10%
していない	92	32%
わからない	21	7%
Q6.記録		
記入欄	124	43%
別に記入	23	8%
リスト	18	6%
Q7.医師（重複あり）		
産業医	99	34%
地域窓口	32	11%
健診実施機関	57	20%

保健指導 健康診断結果を活かす仕組みのない事業所が 13%あり、医師や保健師による保健指導があまりない、ほとんどない、ほとんど行っていないを合わせて 53 事業所あった。

表 5 保健指導等実施状況

	数	回答数に占める割合
Q8.健康診断結果を活かす仕組み		
十分にある	51	18%
ややある	89	31%
あまりない	28	10%
ほとんどない	9	3%
Q9.医師や保健師による保健指導（重複あり）		
十分にある	77	27%
ややある	51	18%
あまりない	19	7%
ほとんどない	17	6%
ほとんど行っている	9	3%
必要な人に行っている	101	35%
ほとんど行っていない	15	5%

健診実施方法別

健診検査実施機関の回答が空欄の 4 事業所を除き、286 事業所を 4 カテゴリに区分した。保険組合の特定健康診査を利用した事業所は、「3 健康保険組合のみ」利用と「4 複合」を合わせて 77 事業所（27%）であった。

表 6 健診検査実施機関カテゴリ（286 事業所）

実施検査実施カテゴリ	数
1 自社実施	17
2 委託・自社実施	192
3 健康保険組合等のみ利用	35
4 複合	42

健康保険組合の特定健康診査等を利用している事業所は、外部で実施している割合が高かった（ $P < 0.001$ ）。健康診断後の意見聴取をしていない事業所も多かったが（31-63% vs. 24-38%）、有意でなかった。健康保険組合の特定健康診査等を利用している事業所のうち、意見聴取をしている事業所では、健診機関の医師に意見聴取をしている事業所が多かったが（22-46%）、健診実施主体者間で有意な違いはなかった。健康保険組合の特定健康診査等を利用している事業者には、健康診断結果を利用する仕組みのない事業所が多かった（50%；全体 $P = 0.009$ ）。健康保険組合の特定健康診査等を利用している事業所のうち、労働者が 50 人未満であることが多かった（77%； $P = 0.030$ ）

事業所規模別

労働者数の回答が空欄の 2 事業所を除き、288 事業所で集計した。

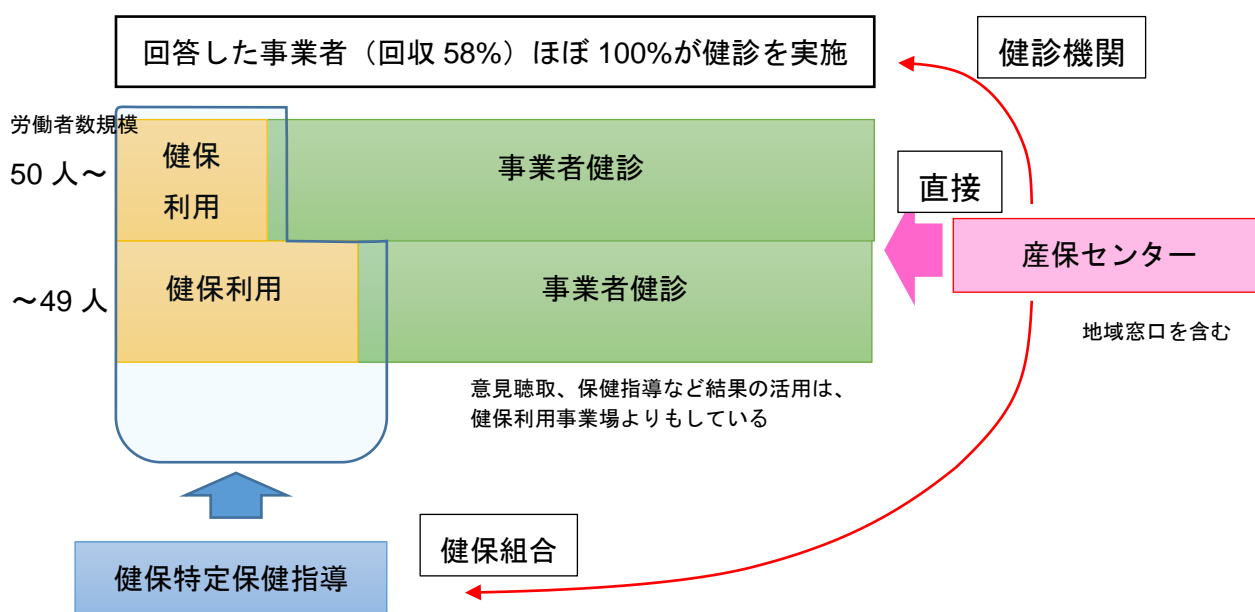
表 7 労働者数規模カテゴリ（288 事業所）

実施検査実施カテゴリ	数
50 人以上	131
50 人未満	157

労働者数 50 人未満の事業所では、健康保険組合の特定健康診査等を利用している事業所が多かった（33% vs. 20%；全体 $P = 0.030$ ）。それでも 67%は、健康保険組合の特定健康診査等を利用していなかった。労働者数 50 人未満の事業所は、健康診断の意見聴取をしていない割合が高く（実施していないとわからないと合わせて 70% vs. 42%；全体 $P = 0.04$ ）、意見聴取をしている事業所では、地域窓口の利用よりも健診機関の医師に意見聴取をしている割合が高かった（41% vs. 26%；全体 $P < 0.001$ ）。労働者数 50 人未満の事業所の回答者は、衛生推進者 10%で、総務担当者 70%であった。

考察

回答事業所は、健康診断をほぼ実施していて、その 27%は健康保険組合等の特定健診等を利用していた。それ以外の事業所は健康保険組合等の特定健診を利用していないので、労働安全衛生法の健康診断として実施していると考えられる。健康診断をしている事業所で、医師の意見を聴取していない事業所や結果を活かしていない事業所があり、特に健康保険組合の特定健診を利用している事業所でその割合が高く、労働者数規模の小さい事業所でもその割合は高かった。



今回の調査は、回答の催促をせずに回収率が 58%と高かった。調査が無記名であったことや、質問数が少なかったことで、回答しやすかったのだろう。また、送付先のリストは帝国データバンクのもつデータベースであり、帝国データバンクはデータ収集時に事業者への調査をして作成しており、回答を得やすい事業所のリストになっていたのかもしれない。これまでセンターが行った調査では、労働局のもつ事業場のリストを使っていた。このリストには、事業内容の変更や工事建設現場のために調査時には消滅した事業場があった。今回宛先不明で返却された調査票はなかった。ただし、今回のリストは事業場でなく、事業所（企業）であるため、一つの事業者で複数の業種の事業を行っているところもあった。一つの事業所が、複数の事業場も持っていることもあるだろうから、労働者 50 人以上の事業者であっても、労働者 50 人以上の事業場に該当する事業場がなく、産業医や労働衛生管理者を任命していないこともあったと考えられる。センターの行う支援活動は、労働衛生管理を行う事業場を対象とするため、実態とはずれがあるかもしれない。

今回の回答事業所の 73%は健康保険組合等の特定健康診査を利用していなかった。ほとんどの事業所は協会けんぽに加入していると推察するが、協会けんぽの保健指導だけでは事業所の労働者への保健指導は行き届かない。協会けんぽ山口支部が平成 29 年度に被保険者一労働者に相当する一に実施した健診の 17%は、事業者健診データの利用である。協会けんぽの保健サービスは事業者健診利用者の一部にも受け取ることができるかもしれないが、協会けんぽの保健指導は現在人的資源の制限のために特定保健指導対象者に限られる。さらに、協会けんぽの特定健康診査を利用する事業所ほど意見聴取や保健指導が行われていない可能性があったので、協会けんぽを介してセンターが支援を普及させるにも限りがあるだろう。健康診断を受けているなら、協

会けんぼとの協力に加えて、健康診断検査実施機関を介してセンターが支援について啓発するのがよいと考えられる。

付表

表 8

	Q3 健診場所						計 数
	1 敷地内		2 共同利用		3 外部利用を含む		
	数	%	数	%	数	%	
Q2 健診実施							
1 自社	8	47	2	12	7	41	17
2 委託・自社	53	28	11	6	128	67	192
3 健康保険	5	14	4	11	26	74	35
4 複合	2	5	0	0	40	95	42

カイ二乗検定 P<0.001

表 9

	Q4 健診結果保存方法（重複あり）							
	紙個人		電子個人		紙リスト		電子リスト	
	数	%	数	%	数	%	数	%
Q2 健診実施								
1 自社	12	71	0	0	5	29	0	0
2 委託・自社	145	76	5	3	38	20	2	1
3 健康保険	25	71	1	3	7	20	2	6
4 複合	28	67	1	2	10	24	4	10

表 10

	Q5 意見聴取								計 数
	1 記録あり		2 記録なし		3 実施なし		4 わからない		
	数	%	数	%	数	%	数	%	
Q2 健診実施									
1 自社	13	77	0	0	3	18	1	6	17
2 委託・自社	94	50	22	12	57	30	15	8	188
3 健康保険	10	29	3	9	19	54	3	9	35
4 複合	24	57	5	12	12	29	1	2	42

カイ二乗検定 P=0.054

表 11

	Q6 意見記入						計 数
	1 記入欄		2 別の欄		3 リスト		
	数	%	数	%	数	%	
Q2 健診実施							
1 自社	10	77	1	8	2	15	13
2 委託・自社	71	78	12	13	8	9	91
3 健康保険	8	80	1	10	1	10	10
4 複合	18	75	3	13	3	13	24

カイ二乗検定 P=0.985

表 12

	Q7 聴取医師										計 数
	1 嘱託産業 医		2 地域窓口 登録産業医		3 健診機関		4 嘱託・健 診機関		5 地域窓口・ 健診機関		
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	
Q2 健診実施											
1 自社	5	39	1	8	6	46	1	8	0	0	13
2 委託・自社	68	59	19	17	25	22	2	2	1	1	115
3 健康保険	3	23	5	39	5	39	0	0	0	0	13
4 複合	14	48	4	14	7	24	3	10	1	3	29

カイ二乗検定 P=0.080

表 13

	Q8 活かす仕組み								計 数
	1 十分にある		2 ややある		3 あまりない		4 ほとんどない		
	数	%	数	%	数	%	数	%	
Q2 健診実施									
1 自社	6	43	6	43	2	14	0	0	14
2 委託・自社	31	26	60	51	18	15	9	8	118
3 健康保険	4	29	3	21	7	50	0	0	14
4 複合	10	36	17	61	1	4	0	0	28

カイ二乗検定 P=0.009

表 14

Q9 保健指導								
	1 十分にある		2 ややある		3 あまりない		4 ほとんどない	
	数	%	数	%	数	%	数	%
Q2 健診実施								
1 自社	5	31	2	13	0	0	1	6
2 委託・自社	49	26	31	16	15	8	12	6
3 健康保険	5	15	11	32	2	6	1	3
4 複合	15	36	6	14	1	2	3	7
続き								
	5 ほとんど行っている		6 必要な人に行っている		7 ほとんど行っている		計	
	数	%	数	%	数	%	数	
	0	0	7	44	1	6	16	
	8	4	64	34	11	6	190	
	1	3	12	35	2	6	34	
	0	0	17	41	0	0	42	

カイ二乗検定 P=0.503

表 15

Q10 回答事業者の業種									
	製造業	鉱業	建設業	農林業	畜産・ 水産業	運輸交 通業	貨物取 扱業	通信業	金融・ 広告業
Q2 健診実施									
1 自社	1	0	1	0	0	5	0	0	0
2 委託・自社	39	1	32	2	1	21	4	5	1
3 健康保険	6	0	7	0	0	3	0	2	1
4 複合	6	0	8	0	0	3	0	0	0
続き									
商業	映画・演 劇業	接客娯 楽業	教育・研 究業	官公署	清掃・と 畜業	保健衛 生業	その他	空欄	
1	0	0	0	0	0	8	1	0	
8	0	4	8	0	5	16	41	1	
3	0	0	0	0	0	2	11	0	
4	0	1	1	1	1	7	8	1	

表 16

	Q11 労働者数					
	29 人以下	30-39 人	40-49 人	50-59 人	60-69 人	70-79 人
Q2 健診実施						
1 自社	2	2	4	0	0	3
2 委託・自社	16	46	34	20	16	21
3 健康保険	5	9	13	2	2	1
4 複合	3	8	13	2	4	1
続き						
	80-89 人	90-99 人	100 人以上	管理していない	空欄	
	2	1	3	0	0	
	12	14	11	0	2	
	1	1	1	0	0	
	2	4	5	0	0	

表 17

	Q11 労働者数				
	50 人以上		50 人未満		計 数
	数	%	数	%	
Q2 健診実施					
1 自社	9	53	8	47	17
2 委託・自社	94	50	96	51	190
3 健康保険	8	23	27	77	35
4 複合	18	43	24	57	42

カイ二乗検定 P=0.030

表 18

	Q12 回答者								計 数
	1 衛生管理者		2 衛生推進者		3 総務担当者		4 その他		
	数	%	数	%	数	%	数	%	
Q2 健診実施									
1 自社	2	12	1	6	12	71	2	12	17
2 委託・自社	37	19	9	5	130	68	15	8	191
3 健康保険	5	15	3	9	23	68	3	9	34
4 複合	6	14	7	17	23	55	6	14	42

カイ二乗検定 P=0.279

表 19

	Q2 健診実施								計 数
	1 自社		2 委託・自社		3 組合のみ		4 複合		
	数	%	数	%	数	%	数	%	
Q11 労働者数									
50 人以上	9	7	94	73	8	6	18	14	129
50 人未満	8	5	96	62	27	17	24	16	155

カイ二乗検定 P=0.030

表 20

	Q3 健診場所						計 数
	1 敷地内		2 共同利用		3 外部利用を含む		
	数	%	数	%	数	%	
Q11 労働者数							
50 人以上	34	26	5	4	92	70	131
50 人未満	35	22	12	8	110	70	157

カイ二乗検定 P=0.338

表 21

	Q4 保存紙個人（重複あり）							
	紙個人		電子個人		紙リスト		電子リスト	
	数	%	数	%	数	%	数	%
Q11 労働者数								
50 人以上	94	72	5	4	27	21	5	4
50 人未満	118	75	3	2	33	21	3	2

表 22

	Q5 意見聴取								計 数
	1 記録あり		2 記録なし		3 実施なし		4 わからない		
	数	%	数	%	数	%	数	%	
Q11 労働者数									
50 人以上	77	59	11	9	36	28	6	5	130
50 人未満	66	43	18	12	56	36	14	9	154

カイ二乗検定 P=0.044

表 23

	Q6 聴取意見記録							計 数
	1 記入欄		2 別の欄		3 リスト			
	数	%	数	%	数	%		
Q11 労働者数								
50 人以上	60	80	10	13	5	7	75	
50 人未満	48	75	7	11	9	14	64	

カイ二乗検定 P=0.342

表 24

	Q7 聴取医師										計 数
	1 嘱託産業 医		2 地域窓口 登録産業医		3 健診機関		4 嘱託・健 診機関		5 地域窓口・ 健診機関		
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	
Q11 労働者数											
50 人以上	67	77	7	8	9	10	4	5	0	0	87
50 人未満	24	29	22	26	34	41	2	2	2	2	84

カイ二乗検定 P <0.001

表 25

	Q8 活かす仕組み								計 数
	1 十分にある		2 ややある		3 あまりない		4 ほとんどない		
	数	%	数	%	数	%	数	%	
Q11 労働者数									
50 人以上	30	33	47	51	12	13	3	3	92
50 人未満	21	25	41	49	16	19	6	7	84

カイ二乗検定 P=0.360

表 26

		Q9 保健指導							
		1 十分にある		2 ややある		3 あまりない		4 ほとんどない	
		数	%	数	%	数	%	数	%
Q11 労働者数									
50人以上		38	30	25	19	6	5	6	5
50人未満		37	24	26	17	11	7	11	7
続き									
		5 ほとんどない		6 必要な人に行っている		7 ほとんど行っている		計	
		数	%	数	%	数	%	数	
		4	3	43	33	7	5	129	
		5	3	58	37	7	5	155	

カイ二乗検定 P=0.814

表 27

		Q10 回答事業者の業種								
		製造業	鉱業	建設業	農林業	畜産・ 水産業	運輸交 通業	貨物取 扱業	通信業	金融・ 広告業
Q11 労働者数										
50人以上		23	1	13	1	1	16	1	5	1
50人未満		28	0	36	1	0	16	3	2	1
続き										
商業	映画・演 劇業	接客娯 楽業	教育・研 究業	官公署	清掃・と 畜業	保健衛 生業	その他	空欄		
	9	1	7	0	1	21	28	0		
	7	4	3	1	5	12	32	3		

表 28

		Q12 回答者								
		1 衛生管理者		2 衛生推進者		3 総務担当者		4 その他		計
		数	%	数	%	数	%	数	%	数
Q11 労働者数										
50人以上		37	28	4	3	80	61	10	8	131
50人未満		14	9	15	10	108	70	18	12	155

カイ二乗検定 P < 0.001

健診機関調査

目的

病院や診療所のような医療機関を除けば、ほとんどの事業場は健康診断を事業場外の健診機関に委託していると考えられる。その一方で、健康保険に加入している事業所としては、健康保険協会、健康保険組合から特定健康診査等（人間ドックを含む）の受診を紹介され、その被使用者（従業員）に特定健康診査等の受診を勧める。この特定健康診査等は、事業所を通じて申し込むことも多い。健康診断と特定健康診査はほとんど同じ項目の検査をするが、問診項目、検査項目の一部、省略可能な検査項目、就業に関する意見記入が異なる。また費用も、事業者負担と健康保険の補助のある個人負担と異なる。健診機関は、これらの違いについて、事業者および労働者にどのように説明して事業者の健康診断制度に対応しているのかは不明である。

本調査研究で先に行った事業所の調査によれば、健康保険団体の特定健康診査の利用事業場では、事業者健康診断を実施している事業場に比べて、医師の意見聴取や保健指導といった健康管理体制が十分ではなさそうであった。近年ほとんどの事業場が健康診断を実施する体制を整えていると考え、どのような制度の健康診断・健康診査を利用しても、健診機関が的確な助言を与えることができるなら、衛生管理者のいない、規模の小さな事業場にさえ、健康管理の質の向上が図れるかもしれない。

そこで、本調査では健診機関の受託段階での健康診断・健康診査の制度の理解と顧客への説明の状況について調べることにした。

方法

事業場の健康診断については、事業場を対象とした実施割合や事後措置についての調査報告はあり、また健診機関を対象とした基準値・標準値の違いの調査報告はあるが、労働安全衛生法の健康診断、健康保険法の特定健康診査という二つの制度を一緒に考慮した調査は乏しく、また健診実施方法のバリエーションの多さから調査内容を決めるのが難しかった。そこでまず 2019 年 9 月から 2020 年 2 月に訪問調査で、健診機関の受付者、申込担当者、あるいは営業担当者に、健診実施方法について尋ねて、質問票を作成した。対象の健診機関は、山口産業保健総合支援センターの平成 28 年度に調査して作成したリストで、特定化学物質あるいは有機溶剤の健康診断をする機関 28 か所のうち、近くてアクセスしやすい 8 か所とした。1 か所は期間内に調査に協力を得られず 7 か所を訪問した。

質問票では、健診項目、事業者健診と特定健診間でのデータやりとり、個人結果票の項目、判定の有無、特殊健診への対応、回答者自身の研修会参加意欲を尋ねた。

次に作成した質問票を、リストにある健診機関の残りの 21 か所と健康保険協会（協会けんぽ）山口支部が契約している健診機関 58 か所を合わせた 65 か所（重複を除く）に 2020 年 3 月初めに郵送し、健診機関の受付者、申込担当者、あるいは営業担当者に輸送回答を求めた。未回答に催促はしなかった。

質問調査の項目について、回答を集計した。訪問調査で得た情報も質問項目に合わせて集計したが、質問票作成前に行っており、訪問時に尋ねていない項目もあった。

結果

申込

調査票を送付した健診機関 65 か所のうち、33 か所（51%）から郵送回答があった。郵送調査の回答には、事業場からの特定健康診査を受け入れていない（1 機関）、特殊健康診断等の法定特定業務の健康診断を実施していない（2 機関）という自由記載もあったが、未記載の場合健康診断実施状況を判断できないのですべて一緒に集計した。

事業者健診の健診項目を一括省略できないことを説明していない健診機関が多く（64%）、説明しても診察時に判断されていることはほとんどなかった（全体の 15%）。特定健診での追加項目もほとんど説明されていなかった。

表 29 健診項目

	説明している				説明していない	
	申込時	医師の診察時	どちらもある	空欄・回答なし		
健診項目（事業者健診）を一括省略できないこと						
郵送調査(33)	12	8	2	1	1	21
訪問調査(7)	4	3	0	1	0	3
追加項目（眼底検査など）が実施できること						
郵送調査(33)	10	3	5	1	0	23
訪問調査(7)	4	1	1	0	2	3

事業場から特定健康診査で申し込みがあったとき、事業者健診としてデータを利用するかの確認は多くで行っておらず（76%）、データを利用しない場合でもデータ利用を勧めていない機関の方が勧める機関よりも多かった。

特定健康診査では、個人負担の費用を個人から徴取する機関は多かった（どちらもあるを含めて73%）。事業者健診にデータを利用する場合、事業者が負担することを優先であるが、その説明をしていない健診機関が多かった（76%）

表 30 事業場から特定健康診査の申し込みがあったとき

データを利用するかしないかの確認				
	常にする	ときどき	まれに	していない
郵送調査(33)	6	1	1	25
訪問調査(7)	0	2	0	4

データを利用しない場合		
	勧めている	勧めていない
郵送調査(33)	4	7
訪問調査(7)	0	4

データを利用する場合			
	電子データ	紙リスト	個人結果票
郵送調査(33)	10	0	2
訪問調査(7)	3	2	3

表 31 特定健康診査の費用個人負担

特定健康診査の個人負担				
	個人から徴取	事業者から一括で徴取	どちらもある	空欄・回答なし
郵送調査(33)	1	7	23	3
訪問調査(7)	0	2	4	1

事業者健診部分の個人負担が必要なことの説明					
	常に	ときどき	まれに	していない	空欄・回答なし
郵送調査(33)	4	1	2	25	2
訪問調査(7)	0	0	0	5	2

事業場から事業者健診で申し込みがあったときには、保険組合や事業者から特定健診の依頼があれば、ほとんどの機関が特定健康診査用にデータを提供していた（88%）。

表 32 事業者健診で申し込みの場合

データの提供（重複あり）					
	すべて提供する	保険組合から 依頼があるとき	事業者から依頼が あるとき	提供したことは ない	空欄・回答なし
郵送調査(33)	2	19	19	4	3
訪問調査(7)	0	5	3	1	0

提供する場合				
	電子データ	紙リスト	いずれものある	空欄・回答なし
郵送調査(33)	12	4	14	4
訪問調査(7)	6	0	0	1

提供しない場合			
	勧めている	勧めていない	空欄・回答なし
郵送調査(33)	1	28	4
訪問調査(7)	1	4	2

結果通知

事業者健診の就業に関する意見と業務歴の項目は、特定健康診査にはない項目である。二つの健診の個人結果票を異なる様式を使う機関（64%）と同じ様式を使う機関（15%）があった。合わせて就業の意見の記入欄のないのは10機関（30%）、業務歴の欄のないのは15機関（45%）だった。

特定保健指導の対象者の判定をしている健診機関数に比べて（67%；自由記載に、事業場からの特定健診を受託していないという1機関含む）、労災二次健診候補者の判定をしている健診機関は少なかった（72%）。

多くの機関では、労働者にわかりやすい健診結果の説明の情報提供をし、医療機関受診が必要な場合紹介状も作成していたが、職場の集団分析はあまり行われていなかった（85%）。

表 33 事業者健診と特定健診の個人結果通知書

		異なる様式の場合		同じ様式の場合	
		どちらにもある	事業者健診のみ	どちらにもない	空欄・回答なし
郵送調査(21)	就業意見	7	8	6	0
	業務歴	3	5	11	2
訪問調査(5)	就業意見	2	2	1	0
	業務歴	1	1	3	0
郵送調査(12)	就業意見	8	4	4	0
	業務歴	7	4	4	0
訪問調査(2)	就業意見	1	1	1	0
	業務歴	1	1	1	0

表 34 健康診断等のオプション 診断区分、就業判定以外の判定

		している	していない	重複	空欄・回答なし
郵送調査(33)	特定保健指導対象者の判定	22	11	1	1
	労災二次健康診断候補者の選定	6	24	0	3
訪問調査(7)	特定保健指導対象者の判定	6	0	0	1
	労災二次健康診断候補者の選定	2	4	0	1

表 35 健康診断等のオプション

理解しやすい情報提供				
	常に	依頼時	なし	空欄・回答なし
郵送調査(33)	27	7	1	0
訪問調査(7)	6	0	1	0
紹介状の作成				
	常に	依頼時	なし	空欄・回答なし
郵送調査(33)	9	13	9	2
訪問調査(7)	4	1	1	1
集団集計分析				
	している	していない	空欄・回答なし	
郵送調査(33)	5	28	0	
訪問調査(7)	1	4	2	

事業者健診としての必要事項

健診機関が就業に関する意見の記入依頼を受けることは10機関（30%）あった。訪問調査でも4機関にあったが、労働者の勤務状況を把握できず断っている機関もあった。郵送調査では、3機関しか事業場からの情報提供を行っていなかった。

特殊健康診断等でも、取り扱い物質を安全データシート等で確認したり、事業場を訪問したりすることなく、事業者の申し込み内容で実施していた（73%）。有機溶剤の尿中代謝物の測定のための採尿基準を知らなかった機関が多かったが（57%）、郵送調査では採尿基準を守っている機関が多かった（39%）。

表 36 健診機関での就業の意見記入

就業の意見記入の依頼			
	ある	ない	空欄・回答なし
郵送調査(33)	10	21	3
訪問調査(7)	4	3	0

作業や作業環境を知らないとき			
	なにもしない	事業場訪問や情報提供依頼する	空欄・回答なし
郵送調査(33)	5	3	25
訪問調査(7)	2	0	5

表 37 法定特定業務・有害業務の有害因子の確認補法（重複あり）

	事業者の依頼	取り扱い物質情報提供	事業場訪問	空欄・回答なし
郵送調査(32)	24	5	0	6
訪問調査(7)	6	1	0	0

表 38 有機溶剤の尿代謝産物測定

	郵送調査(33)	訪問調査(7)
採尿基準		
守っている	13	1
事業場が判断	7	1
守っていない	2	1
知らなかった	2	4
空欄・回答なし	9	0
代謝産物測定(重複あり)		
自機関内	4	1
外部に依頼	20	4
空欄・回答なし	10	2

回答者に研修会に参加の意向を尋ねると（85％）の回答者が参加したいと答え、外出に制限がある回答者もいたが、多くが参加可能と回答した（42％）。自由記載には、健診専門の機関ではその健診機関内で健診実施方法の知識を習得する機会があったが（2 機関）、その他の回答には自分でインターネット、書籍、医師会や厚生労働省の通知から健診に関する情報を得ていた（10 機関）。

表 39 回答者の健診に関する知識向上に関する態度や機会

研修会	郵送調査(33)
参加の意向	
ぜひ	8
喜んで	20
参加したくない	4
空欄・回答なし	3
参加のための外出	
可能	13
制限がある	14
参加できない	6
空欄・回答なし	1

考察

健診機関を対象にした調査で、検査項目、費用負担、特定健康診査のうちの事業者健診としてのデータ利用で、健診機関は事業者健診としての必要要件の情報提供、説明を健診機関はあまり行っていなかった。また特殊健診でも有害因子を改めて確認することもあまりなかった。事業者・事業場の申し込みの通りの内容を実施するだけと考えられる。

事業者健診の個人結果票には就業意見・業務歴の欄がないものもあり、労働衛生管理として健康診断結果を有効に活用できていないかもしれない。就業の意見を健診機関が健診結果に記入してくれるサービスは、事業場にとってありがたいものではあるが、事業場労働者の勤務状況を把握している状況ではなく、労働者の就業に関する意見を適切に判定しているかどうかはわからない。

郵送調査の集計結果は、訪問調査の集計結果とよく似ていた。しかし、有機溶剤の尿中代謝産物測定のための採尿基準は、訪問調査ではほとんど順守されておらず、郵送調査では順守している機関が多かった。有機溶剤尿中代謝産物の採尿は、基発第 462 号で体内半減期と、曝露時間を考慮した日時で行うように通知されている。郵送調査のため、法令順守をしている回答にバイアスがかかったかもしれない。訪問調査ではその通知を知っていても、採尿を曝露時間に合わせて行うのは採尿や回収の負担が多く避けられている様子がうかがえた。

衛生管理として健康診断を実施するのは、事業者の責任であり、健診機関としては委託された業務を遂行すればよく、顧客としての事業者の要求に応えればよい。すべての衛生管理者、衛生推進者や産業保健スタッフが、常日頃から適切な健康管理方法の知識・技術向上に継続して努めることができるわけでない。産業保健総合支援センターのセミナーに参加者は既視感のある企業名と参加者が多い。まして労働者 50 人未満の事業場にあっては健康管理方法の技術向上機会すら人的、金銭的に制限があるだろう。健康診断の実施で欠落事項があるなら、事業者の責任ではあるが、結果を有効に健康管理に活かすためには検査を実施する健診機関から助言があってもよいであろう。

今回、受け付け担当者、予約申し込み担当者、営業担当者を回答者とし、多く回答者から研修会に参加の意向があり、健診機関から事業場への情報提供をする健診の質向上のため、産業保健総合支援センターも健診機関のスタッフも対象としたセミナーを開催する必要がある。

健診機関の健診実施方法には、機関間のバリエーションだけでなく対応する事業者・事業場間のバリエーションも多く、訪問調査や質問調査ではすべての内容を聞き出せてはいない。また郵送調査では回答者が本当に申し込み担当であったか確認できず、また法令を順守していない回答は書きにくく、実際の実施方法とずれがあるかもしれない。これまで健診機関を対象とした調査は健診機関間の基準値の違いを検討するものはあるが、実施が事業者の責任のために二つの制度の違いへの対応や事業者健診としての必要項目の実施確認はされておらず、今回の結果は貴重な資料であり、センターのセミナーなどに活かしていける。

まとめ

センター業務では、事業場が実施する衛生管理に関する助言支援のほかに、労働者 50 人未満の事業場には、健康診断後に就業意見を付したり、保健指導を行ったりするサービスを行っている。特に当センターで平成 29 年度から保健師による保健指導実施体制を整えてきた。事業場として保健指導の実施が必要であること、当該事業場でそれに対応ができないこと、センター地域窓口を利用できることを知って申し込みがある。事業場における衛生管理の意識が大事であるが、センターが直接それらの事業場へ働きかける手段は限られている。当センターでは労働者 50 人未満の事業場を対象とした調査を継続して実施してきており、その際にセンター業務を紹介するチラシを同封している。調査票を用いた調査研究に取り組んだ初期に比べると調査回収率も高く、センターのことはよく認知されてきていると思われる。一方、衛生管理者や産業医を選任しない事業場から、センターの実施するセミナー参加者はほとんどいない。このような事業場が衛生管理について情報を得ることができるのは、センターの他に、労働安全衛生指導を行う労働基準監督署、協会けんぽや健康保険組合等の医療保険の団体、地域職域連携を行う地方公共団体、そして健診機関である。労働基準監督署が訪問で周知を行える事業場数には限りがある。地方公共団体の行う地域職域連携事業は、現在山口県独自のやまぐち健康経営企業認定制度への取り組みのように事業範囲が限られ、協会けんぽをその促進に利用している。山口県の市町も同様で平成 29 年度調査研究事業でも明らかにしたように事業場への働きかけには期待できない。協会けんぽが働きかけられるのは、特定保健指導が必要な労働者のいる事業所と健康経営に興味のある事業所に限られる。今回、多くの事業所が利用する健診機関に注目した。これらの機関から重ねて働きかけることに効果がありそうで、複数機関からの働きかけの一つとして、健診機関からの周知活動を今後検討する必要がある。

事業場への働きかけで、地域窓口の支援で健康診断実施後就業意見を加えることや、保健指導を行うサービスが増加する。就業意見についてはセンター登録産業医への理解を求める必要がある。保健指導は登録産業医のほかに、センター保健師が実施する。現在のところ、当センターでは保健師に余力がありそうで、保健指導の急な増加でなければ対応できるだろう。当センターの 50 人未満の事業場に向けた就業意見判定や保健指導は事業場にとって無料であり依頼が増えるようであれば、協会けんぽなどの医療保険団体との協力は欠かせない。この協力体制は平成 30 年度の調査研究事業で築いた。

健診機関にとっても、健康診断、基本健康診査、とくに特殊健康診断の実施について知識の乏しい職員や、知識を得たいと努力している職員がおられることが分かった。健診機関には産業医などの労働衛生に詳しい専門職もいるだろうが、第一線で事業場に対峙する受付、営業の担当者にこそ健康診断制度を理解し、受託する事業場に適切な支援ができるようになることよい。今回の調査結果をもとに、山口産業保健総合支援センターでは健診機関の受付・営業の担当者に教育を行っていく予定である。健診機関の職員にも、センターの行うセミナーのテーマを確認しておられることもあり、セミナーのテーマを健診機関の職員が興味を持ちそうなタイトルとすることや、セミナー案内

を健診機関に送ることも考慮しなければならない。事業場の健診の申し込み時に事業者健診の制度・実施方法について情報提供を行えるようになるとうい。

さらに今回得られた、特定健康診査利用の事業所ほど事業者の衛生管理が行き届いていないという結果は、山口県や協会けんぽ山口支部の行う保健事業、健康経営に関する取り組み、特定健診受診率向上施策に影響を及ぼす可能性のあるものである。山口県や協会けんぽ山口支部やその他の団体にとって、県民である労働者を対象として、多くの人に適切な衛生管理による労働者の健康維持向上に資する保健事業に改善できる根拠となるように願い、この報告書がその役目を担えればよい。

資料

調査票

事業者調査票（別添 1）

健診機関調査票（別添 2）

事務連絡
令和元年 11 月

山口県内事業場
事業者 各位

独立行政法人 労働者健康安全機構
山口産業保健総合支援センター

事業場健康管理に関する調査のお願い

平素は、当センターの活動にご理解ご支援を賜りましてまことに感謝しております。

当センターでは、事業場の規模に限らず支援、助言、衛生管理者・産業医の教育など事業によって産業保健の向上を図っております。

このたび、事業場の行っておられる健康診断（一般、特殊）にかかわる健康管理について調査を行い、事業に活かせるように調査研究を行うこととなりました。

本調査は、労働者 30 人から 99 人の山口県内の事業場から無作為に 500 事業場を抽出しお願いしております。

つきましては、別紙にご回答いただき、12 月 6 日までにご回送いただきますようよろしくお願い申しあげます。

この調査は原則的に無記名で回答いただきますので、回答有無にかかわらず、回答の催促（リマインド）を送らせていただくことがございますが、ご了承ください。

ご回答は集計し、地域の労働者の健康保持増進に貢献できるように努めてまいります。データをまとめた集計結果は公開し、関係機関での事業活動に活かせるようにしていきます。なお、本調査の個別の回答を労働衛生行政に利用することはございません。

なにとぞ趣旨をご理解の上、ご協力よろしくお願いいたします。

（連絡先）

〒753-0051 山口市旭通り 2 丁目 9-19 山口建設ビル 4 階
独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター
担当：藤田 TEL 083-933-0105 FAX 083-933-0106

事業場の健康管理に関する調査票

この調査票では、健康診断は（一般定期）健康診断、特殊健康診断（特定業務）を指します。
できるだけ 事業場の健康管理、衛生管理にかかわる方をお願いします。

1. 労働者の健康診断（一般や特殊）をしていますか（労働者からの検査結果提供を含む）。

- はい いいえ

2. 健康診断の検査はどこが行っていますか。（複数選択可）

- 自社（法人）で独自で実施
 事業場の外部機関（健診センター、医療機関など）への委託
 保険組合の健康診査を利用（特定健康診査、生活習慣病予防健診、人間ドックなど）

3. 健康診断は、どこで行っていますか。（複数選択）

- 事業場の建物内・敷地内（健診車など）
 事業場近くの共同健康診断実施場所
 外部委託機関先の医療機関や健診センターを労働者が訪問

4. 健診結果の保管をどのように行っていますか。（複数選択）

- 個人結果帳票の紙
 個人結果帳票を電子化したもの
 労働者リストに検査診断結果を記入した紙
 労働者リストの検査診断結果が結合した電子化データ

5. 健康診断に結果に基づく労働者の就業に関する意見を医師から聴取していますか。

- 聴取していて、記録もしている。
 聴取しているが、記録がない（すべて、あるいは一部を含む）。
 聴取していない。（→裏面の問い9へ進んでください。）
 わからない。（→裏面の問い9へ進んでください。）

6. 労働者の就業に関する意見の聴取の記録はどのようにしていますか。

- 個人結果票に記入欄に記入している。
 個人結果に表に記入欄はないが、記入している。
 労働者リストに記入している。

7. 貴事業場が労働者の就業に関する意見を聴取するのは、どのような医師ですか。

- 事業場が選任した産業医
 地域産業保健総合支援センター（地域窓口）の医師
 健康診断実施機関の医師

裏面があります。

8. 就業に関する意見（労働者の就業や、職場環境改善）を活かす仕組みがありますか。

- 十分にある ややある あまりない ほとんどない

9. 健康診断の結果で有所見者等には、医師あるいは保健師による保健指導（生活習慣の助言や医療機関受診を勧奨）を行っていますか。

- 十分にある ややある あまりない ほとんどない
 ほとんど行っている 必要な労働者に行っている ほとんど行っていない

10. 貴事業場の主な事業内容はどれですか。

- 製造業 鉱業 建設業 農林業 畜産・水産業
 運輸交通業 貨物取扱業 通信業 金融・広告業
 商業 映画・演劇業 接客娯楽業 教育・研究業 官公署
 清掃・と畜業 保健衛生業（病院・福祉施設等） その他

11. 健康管理データを管理している労働者数規模（本社機能がある事業場等で各拠点の検診データをひとまとめに保管管理している規模）はどのくらいですか。

- 29人以下 30-39人 40-49人 50-59人 60-69人
 70-79人 80-89人 90-99人 100人以上 管理していない

12. ご記入いただいたかたはどなたですか。

- 衛生管理者 （安全）衛生推進者 その他の総務担当者 その他

13. 衛生管理業務について、制度の分かりやすさ、実施方法、支援の受け方などについてご質問・ご意見がありますか。ございましたらご記入ください。

ご質問やご相談がある場合には、貴事業場名、部署、ご担当者名、連絡先をご記入ください。産業保健総合支援センターからご連絡いたします。

貴事業場名

部署

ご担当者氏名

連絡先 電話番号

ファックス番号

電子メール

ご回答ありがとうございました。

令和2年 月 日

健康診断実施機関 各位

山口産業保健総合支援センター

事業場健康管理に関する調査のお願い

平素は、当センターの活動にご理解ご支援を賜りましてまことに感謝しております。

当センターでは、事業場の規模に限らず支援、助言、衛生管理者・産業医の教育など事業によって産業保健の向上を図っております。

このたび、事業場の行う健康診断（一般、特殊）を受託されている健康診断実施機関を対象に、事業場への健康診断についての助言支援実態を調査しております。

本調査は、当センターで平成28年度に調査しました健康診断実施機関および、協会けんぽ山口支部のホームページにある特定健康診査（生活習慣病健診）等を行う機関に依頼しております。

ご回答は健康診断実施機関名を除いて集計し、地域の労働者の健康保持増進に貢献できるように努めてまいります。データをまとめた集計結果は公開し、関係機関での事業活動に活かせるようにしていきます。なお、本調査の個別の回答を、公表・労働衛生行政等に利用することはございません。

つきましては、別紙にご回答いただき、〇〇月〇〇日までにご回送いただきますようお願い申し上げます。

なにとぞ趣旨をご理解の上、ご協力よろしく申し上げます。

（ 連絡先 ）

〒753-0051 山口市旭通り2丁目9-19 山口建設ビル4階

独立行政法人労働者健康安全機構 山口産業保健総合支援センター

担当： TEL 083-933-0105 FAX 083-933-0106

労働安全衛生法で事業者が実施する健康診断（事業者健診）と、医療保険者（協会けんぽ等）が実施する特定健康診査（特定健診）を区別し、それぞれの目的にあった実施ができるような仕組みになっているのかをお尋ねします。

事業者・事業場からの健康診断実施依頼の受け付け担当者、営業担当者の方にご回答いただきますよう、よろしくお願ひします。

当てはまる（単一回答）あるいは○（複数回答）にチェック（）してください。

・健康診断・健康診査の実施予約のとき

検査項目 省略項目を一括省略できないことを説明していますか。

（例 40歳未満の血液検査）

説明している 説明していない

省略の判断は 申込時 医師の診察時 どちらもある

追加項目（特定健康診査）が実施できることを説明していますか。

（例 眼底検査）

説明している 説明していない

追加の判断は 申込時 医師の診察時 どちらもある

・事業場（個人でなく）から健康診査・健康診断の申し込みがあったとき、健康診断データの扱いについて

事業場から特定健康診査での申し込みがあった場合（保険組合の人間ドックを含む）

（産業医契約のない事業場を想定してください）

特定健康診査のデータを事業者健診としてデータ利用するかしないかを確認していますか。

常に ときどき まれにする していない

確認している場合

事業者健診としてデータ利用しない場合 勧めている 勧めていない

事業者健診としてデータ利用する場合

提供するデータは、 電子データ 紙にリスト 個人結果票のみ

事業場から特定健康診査での申し込みがあった場合、健診費用の個人負担は誰から徴収していますか。

個人から徴収 事業場から一括で徴収 どちらもある

特定健康診査の実施費用のうち、査事業者健康診断の費用部分は

法令上事業場健診が優先とあり、労働者個人の負担の必要ないことを説明していますか

常に ときどき まれにする していない

事業者健診での申し込みの場合

- 健康保険組合等へデータを直接提供したことがありますか。
(産業医契約のない事業場を想定してください) (複数回答)

すべて提供する 保険組合から依頼があるとき
事業者から依頼があるとき 提供したことはない

- 事業場へ、健康保険組合用のデータ提供をする場合の、提供データは、

電子データ 紙にリスト いずれもある

- 健康保険組合等へのデータ提供をしない事業場の場合

健康保険組合へデータ提供することを 勧めている 勧めていない

・事業者健診と特定健診の結果通知・個人結果票について

事業者健診と特定健診 (人間ドックを含む) の個人結果票は異なる様式ですか、同じ様式ですか。

- 異なる様式 (さらに次の質問にお答えください)

就業意見 診断区分 (検査の判定) とは別に就業区分 (医師の意見) がある。

どちらにも就業意見の記入欄がある 事業者健診のみ どちらにもない

業務歴 業務歴を尋ねて、記入している。

どちらにも就業意見の記入欄がある 事業者健診のみ どちらにもない

- 同じ様式 (さらに次の質問にお答えください)

就業意見の記入欄 ある ない

業務歴の記入欄 ある ない

判定をしていますか。

特定保健指導対象者の判定 している していない

労災二次健康診断候補者の選定 (事業者に伝えるだけでも含む)

している していない

検査・値の意味を理解しやすい情報提供を労働者に行っていますか 常に 依頼時 なし

要精密検査・要医療者のために紹介状などを作成していますか 常に 依頼時 なし

(産業医契約のない事業場を想定してください)

作成される紹介状の差出人はだれですか 事業場 当該健診機関

当該健診機関の場合 → 返事を求めている

集団分析 (集計) 結果を事業者提供していますか (労働基準監督署への報告書を除く)

している していない

産業医契約のない事業場の場合 就業に関する意見を記入するオプション設定について

事業場から依頼がありますか。

依頼がある 依頼はない

実施している場合 1人当たりの料金

¥

作業や作業環境を知らないとき→

なにもしない 事業場訪問や情報提供依頼する

・特殊健康診断の必要な法定特定業務（特定化学、有機溶剤、鉛、放射線、高圧など）について

有害因子と作業の確認方法はどのようにしていますか。（複数回答）

- 事業者の依頼のみで行う。
- 取扱い物質の SDS などの情報を事業場から提出してもらい確認している。
- 事業場を訪問し作業内容を確認している。

有機溶剤尿中代謝産物用の尿採取について厚労省の通知の通りの採尿方法を遵守していますか。

- 守っている 事業場に説明して、事業場が判断している
- 知っていたが守っていない 知らなかった

○ 尿中代謝産物分析はどこで実施していますか。 自機関内 他機関に依頼

担当の方はどんなところで健康診断制度について勉強されていますか。

担当の方は、職場外での勉強の機会があれば、参加しますか。

参加の意向 ぜひ参加したい 選んで参加したい 参加したくない

参加のための外出 参加可能 制限がある 参加できない

ご協力ありがとうございました。

令和元年度 産業保健調査研究
—健康診断実施機関ネットワーク利用による事業場健康管理の質向上—

著 者 奥田 昌之（山口産業保健総合支援センター 産業保健相談員）

発行者 独立行政法人 労働者健康安全機構
山口産業保健総合支援センター
753-0051 山口市旭通り二丁目9-19 山口建設ビル4階

発 行 令和3年3月
